

**答 申 書**  
**( 答 申 第 198 号 )**  
平成 27 年 6 月 18 日

---

**1 審査会の結論**

平成○年度及び平成○年度においてオホーツク総合振興局網走建設管理部が発注した工事の成果品である「様式 1 再生資源利用実施書－建設資材搬入工事用－」のうち、再生資材の供給元施設が、オホーツク総合振興局管内の株式会社○○○○及び○○○○株式会社となっているものを非開示としたことは妥当である。

**2 異議申立ての経過並びに異議申立人の主張及び実施機関の説明の要旨**

省略

**3 審査会の判断**

(1) 本件諮問事案に係る開示請求の対象公文書について

本件諮問事案に係る開示請求（以下「本件開示請求」という。）の対象公文書（以下「本件公文書」という。）は、平成○年度及び平成○年度においてオホーツク総合振興局網走建設管理部が発注した工事の成果品である「様式 1 再生資源利用実施書－建設資材搬入工事用－」のうち、再生資材の供給元施設が、オホーツク総合振興局管内の株式会社○○○○及び○○○○株式会社（以下「本件事業者」という。）となっているものである。

(2) 本件諮問事案における審議について

北海道知事（以下「実施機関」という。）は、本件公文書が北海道情報公開条例（平成 10 年北海道条例第 28 号。以下「条例」という。）第 10 条第 1 項第 2 号に規定する非開示情報（以下「2 号情報」という。）に該当するとして非開示決定処分（以下「本件処分」という。）を行った。

異議申立人は、本件処分の取消しを求めていることから、本件処分により本件公文書を非開示としたことの妥当性について判断することとする。

(3) 2 号情報の該当性について

ア 条例第 10 条第 1 項第 2 号は、法人その他の団体（国、独立行政法人等（独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成 13 年法律第 140 号）第 2 条第 1 項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。）、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。以下「法人等」という。）に関する情報及び事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、開示することにより、当該法人等及び当該事業を営む個人の競争上若しくは事業運営上の地位又は社会的な地位が不当に損なわれると認められるものを非開示情報として定めている。

イ 実施機関は、本件公文書に記録されている情報のうち、「再生資材の供給元施設」及び「再生資材の供給元住所」欄の記載事項については、開示することにより、「請負会社名」欄に記載されている法人等（以下「元請人等」という。）並びに資材の供給元となる法人等の取引先名称及び取引数量等の営業の事項に関する情報が明らかとなり、競争上の地位又は事業運営上の地位が不当に損なわれるものと認められると主張する。

さらに、本件公文書の「再生資材の供給元施設」は、異議申立人の指定する本件事業者となっているため、仮に、「再生資材の供給元施設」欄及び「再生資材の供給元住所」欄のみを非開示としても、当該法

人等及び元請人等の取引先名称及び取引数量等の営業の事項に関する情報が明らかとなり、競争上の地位又は事業運営上の地位が不当に損なわれるものと認められると主張する。

ウ 非開示処分の妥当性について

本件公文書は専ら建設リサイクルの促進のため、建設資材を搬入する建設工事において、再生材の使用割合等のリサイクルの実施状況を把握することを目的としている。

審査会としては、本件公文書は北海道オホーツク総合振興局網走建設管理部が発注した工事に関して、受注事業者が北海道建設部土木工事共通仕様書に基づき提出したものであって、あらかじめ作成した再生資源利用計画の実施状況を記録したものであると認められる。当該実施状況の中には、建設資材、利用量、再生資材の供給元施設、工事等の名称、供給元種類、施工条件内容、再生資材の供給元場所住所、再生資材の名称、再生資材利用量及び再生資源利用率が記載されており、再生資材の供給元施設、工事等の名称及び再生資材の供給元場所住所に記載されている情報は、元請人等に係る契約に関する内容であり、営業上の事項に関する情報であると認められる。

また、本件開示請求では異議申立人が本件事業者を特定していることから、例え上記情報を非開示としたとしても、工事の受注者に関する情報及び当該工事の内容を開示することにより、元請人等の取引先名称等が明らかとなる。

したがって、本件処分において 2 号情報に該当するとして非開示とした情報は元請人等の営業上の事項に関する情報であり、これを開示することにより、競争上又は事業運営上の地位が不当に損なわれると認められることから、2 号情報に該当するものと判断する。

なお、異議申立人は、本件事業者は、違法な事業活動を行っていることから正当な権利利益がなく、2 号情報に該当しない旨主張する。

また、異議申立人は、本件公文書のうち発注者名及び報告日付等は、公文書を開示しても、法人等の事業活動を不当に損なうものではないため、非開示事由に該当しない旨主張する。

しかしながら、法人又は事業を営む個人の事業活動が違法であるならば開示請求内容が 2 号情報に該当しないということにはならない。開示の可否は、開示請求内容が条例第 10 条第 1 項第 2 号の各要件に該当するか否かによってのみ決定されるからである。

また、異議申立人の主張する当該非開示部分のみを開示した場合、本件事業者が再生資材を供給している工事の件数等、本件事業者の営業上の事項に関する情報が明らかとなり、当該情報は公知の事実ではなく、開示することにより本件事業者の競争上又は事業運営上の地位が不当に損なわれると認められることから、2 号情報に該当するものと判断する。

したがって、異議申立人の主張を採用することはできない。

(4) 条例第 11 条の該当性について

ア 異議申立人は、コンクリート再生骨材に汚泥扱い固形物を混入させる行為は、再資源化の不適切な再生資源循環であり、本件公文書を開示することは、人の生命、身体、健康又は生活の保護のため公益上の必要があると認められることから、開示すべきである旨主張する。

イ 条例第 11 条は、開示請求に係る公文書に非開示情報が記録されている場合であっても、当該情報を開示することが人の生命、身体、健康又は生活の保護のため公益上必要があると認めるときは、当該公文書に係る公文書の開示をするものと定めている。

本条の適用に当たっては、非開示情報の規定によって保護される利益と人の生命、身体、健康又は生活の保護という公益上の必要性とを個別、具体的に比較衡量し判断すべきものと解される。

ウ 当審査会としては、本件公文書が 2 号情報に該当するとして非開示としたことは上記 (3) において判

断したとおりである。異議申立人は公益上開示の必要性がある旨主張するが、本件公文書は、先述のとおりリサイクルの実施状況を把握することを目的としている。また、当審査会において本件公文書を見分したところ、記載事項の中に、人の生命、身体、健康又は生活の保護のため公益上の必要性が認められる情報が含まれているとは認められない。そのため、情報公開制度により本件公文書を公にすることに、これを非開示とすることにより保護される利益を上回る公益上の必要性があるとまでは認められない。

したがって、本件公文書について、条例第 11 条に規定されている公益上の開示の必要性があるとは認められないものと判断する。

(5) 異議申立人のその他の主張について

異議申立人のその他の主張は、条例の解釈適用を左右するものではないと考えられることから、いずれも採用することはできない。

以上のことから、結論のとおり判断した。

4 審査会の処理経過の概要

本件諮問事案についての処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	処 理 経 過
平成27年 2月26日	○ 諮問書の受理（諮問番号481） ○ 実施機関から関係書類（①諮問文、②異議申立書の写し、③公文書開示請求書の写し、④公文書非開示決定通知書の写し、⑤異議申立ての概要、⑥理由説明書、⑦対象公文書の写し）の提出
平成27年 3月 3日	○ 本件諮問事案の審議を第二部会に付託
平成27年 4月13日	○ 異議申立人から意見書の提出
平成27年 4月20日	○ 異議申立人から意見書の提出
平成27年 4月23日	○ 異議申立人から意見書の提出
平成27年 4月27日 （第二部会）	○ 実施機関から本件処分の理由等を聴取 ○ 異議申立人による意見陳述の実施 ○ 審議
平成27年 5月20日 （第二部会）	○ 答申案骨子審議
平成27年 6月 3日 （第80回審査会）	○ 答申案審議
平成27年 6月18日	○ 答申